

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	令和7年度物価高騰対策食料品等購入費支援事業	①食料品等の物価高騰の影響を受けた全村民の生活を支援するため、緊急的に1人当たり現金10,000円を給付する。現金給付とすることにより、即効かつ柔軟で効果的な物価高対策となる。 ②食料品等購入のための支援金及び事務費 ③10,000円×13,896人(村人口)=138,960千円 事務費 13,896千円 ※Cその他27,527千円は一般財源 ④全村民	R8.3	R8.3
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	令和7年度物価高騰対策学校給食費支援事業(R6補正)	①エネルギーや食料品等の物価高騰の影響を受けた子育て世帯の生活を支援するため、小中学校の給食費(職員分を除く)を1年分(11か月分)負担する。 なお、事業にあたってはR6補正分とR7予備費分を合算して11か月分を負担するものとする。 ②小中学校の給食費の無償化に係る費用 ③児童：{4,400円(給食費)+1,440円(物価高騰分)}×491人×9か月分=25,807千円 生徒：{4,700円(給食費)+1,530円(物価高騰分)}×274人×9か月分=15,363千円 計 41,170千円 ※Cその他3,300千円は一般財源 ④村内の小中学校に在学している児童及び生徒	R7.4	R8.3
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	令和7年度物価高騰対策学校給食費支援事業(R7予備)	①エネルギーや食料品等の物価高騰の影響を受けた子育て世帯の生活を支援するため、小中学校の給食費(職員分を除く)を1年分(11か月分)負担する。 なお、事業にあたってはR6補正分とR7予備費分を合算して11か月分を負担するものとする。 ②小中学校の給食費の無償化に係る費用 ③児童：{4,400円(給食費)+1,440円(物価高騰分)}×491人×2か月分=5,735千円 生徒：{4,700円(給食費)+1,530円(物価高騰分)}×274人×2か月分=3,414千円 計 9,149千円 ※Cその他2,619千円は一般財源 ④村内の小中学校に在学している児童及び生徒	R7.4	R8.3
4	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	令和7年度医療機関及び福祉施設等物価高騰対策支援事業	①物価高騰の影響が長期化する中、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている医療機関及び福祉施設等に対し補助金を交付し、価格高騰に対する支援を行う。 ②医療機関及び福祉施設等支援補助金 ③ 【医療機関等】 2,500千円 ・診療所 250千円×2 500千円 ・病院 1,000千円×1 1,000千円 ・歯科、施術所 100千円×8 800千円 ・薬局 50千円×4 200千円 【福祉施設】 6,000千円 ・通所系事業所 定員40人以下 100千円×13 1,300千円 定員41人～60人 150千円×1 150千円 ・訪問系事業所 100千円×3 300千円 ・居宅系事業所 50千円×9 450千円 ・入所系事業所 定員40人以下 200千円×10 2,000千円 定員41人～60人 300千円×0 0千円 定員61人～80人 400千円×2 800千円 店員60人～100人 500千円×2 1,000千円 ※Cその他1,531千円は一般財源 ④村内医療機関及び福祉施設等	R8.3	R8.3